

自治体に取りやめ求める

国交、総務省
初の緊急要請 前払金適正運用など8項目

予定価格事前公表

国土交通、総務両省は12日、政府が先月末に決定した総合経済対策「安心実現のための緊急総合政策」を踏まえ、公共工事の入札で予定価格の事前公表を取りやめることなどを求める緊急要請をまとめ、地方自治体に通知した。予定価格の事前公表は、ダンピング受注を助長するといった弊害がかねて指摘されてきたが、自治体を中心に依然として実施されているケースが多いため、事後公表への移行をあらためて求めた。公共事業の前払金制度の適切な運用や、最低制限価格の適切な見直しなども盛り込んだ。今回の通知は、建設業の疲弊への対応を主眼としており、こうした観点からの緊急要請は初めて。国交省は「産業振興という観点が必要。発注者は考え方を変えてもらいたい」（谷脇隆総合政策局建設課長）としている。

「地域建設業の振興」視点に

緊急要請では、地域産という面から特に必要と業の中核をなしてきた地判断した八つの緊急措置の有力建設業者の倒産を挙げた。が全国で相次いでいる事予定価格の公表について、地域建設業では、事前公表の取りやめを踏まえ、地域の建設業の持続的な発展を図るめなどについて、適切に

最低制限価格と低入札価格調査基準について

は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）による低入札価格調査基準モデルの見直しを受け、算定方式の改定などを適切に行うよう求めた。前払金制度では、請負代金額の4割が支払い対同様の対応を求めた。

自治体への緊急要請の内容

- ①公共事業の前払金（請負代金の4割）と中間前払金（同2割）の適正な運用
- ②工事の早期発注
- ③請負代金の支払い手続きの迅速化
- ④予定価格の事前公表のとりやめ
- ⑤適切な競争参加条件の設定
- ⑥最低制限価格と低入札価格調査基準価格の見直し
- ⑦歩切りの撤廃と予定価格への最新実勢価格の反映
- ⑧単品スライド条項の適切な運用と契約変更の実施

このほか、工事の早期発注や、請負代金の支払い手続きの迅速化、入札参加での適切な地域要件などの設定、予定価格への最新実勢価格の反映、歩切りの撤廃と予定価格への最新実勢価格の反映、単品スライド条項の適切な運用などへのヒアリングで、受注価格を単純にカットする「歩切り」を行わないようにすることなどを求めた。国交省が各地で、各都道府県と政令指定都市に対して行い、都道府県には管内の市区町村に対する周知徹底を併せて求めた。国交省は、関係業界団体にも通知内容を周知する。